

令和５年度公益通報制度の運用状況

◆内部の職員等による通報

公益通報に該当する法令違反以外の区の組織・職場における不適切な事実等に関する通報（下表※）も公益通報に準じて取扱っています。

（１）通報件数等

	通報件数	受理件数	調査に着手した件数	是正措置を講じた件数
公益通報に該当する法令違反	1	0	0	0
法令違反以外の不適切な事実等に関する通報（※）	8	1	1	0
一般服務に関すること	3	1	1	0
公金公物の取扱いに関すること	2	0	0	0
上記以外の職務に関すること	3	0	0	0
公務外・信用失墜行為に関すること等	0	0	0	0
合計	9	1	1	0

（２）調査結果

受付窓口	通報概要	調査結果
総務部総務課	不適切な勤務態度	是正措置を講じる前に改善がなされた。

（３）不受理の理由

受け付けている通報の範囲外であったため。

◆外部の労働者による通報

３件